

総社市公共下水道条例及び総社市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第34号

総社市公共下水道条例及び総社市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

(総社市公共下水道条例の一部改正)

第1条 総社市公共下水道条例(平成17年総社市条例第197号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前		
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第19条 1箇月の使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 1013 1106 1050"><tr><td>略</td></tr></table> <p>2 総社市給水条例第27条第5号の規定により許可を得た者に係る使用料の額は、汚水の量を各世帯均等に排除したものとみなし、前項の表から当該世帯数に応じて算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3 略</p>	略	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第19条 1箇月の使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 1013 2069 1050"><tr><td>略</td></tr></table> <p>2 総社市給水条例第27条第5号の規定により許可を得た者に係る使用料の額は、汚水の量を各世帯均等に排除したものとみなし、前項の表から当該世帯数に応じて算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3 略</p>	略
略			
略			

(総社市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 総社市農業集落排水処理施設条例(平成17年総社市条例第182号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第14条 排水処理施設の1箇月の使用料の額は、次の各号に定めるところにより算定した額に、それぞれ<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>この場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第14条 排水処理施設の1箇月の使用料の額は、次の各号に定めるところにより算定した額に、それぞれ<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>この場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の総社市公共下水道条例第19条及び総社市農業集落排水処理施設条例第14条の規定は、令和元年10月以後の月分の使用料について適用し、同月前の月分の使用料については、なお従前の例による。